

／ 健保と年金 ／

ほっと便

2026

8

わかやま

すさみ町 黒島・婦夫波

主な内容

- P2 短時間労働者の保険料調整制度について
- P3 任意特定適用事業所となるための手続きについて
- P4 令和7年度の決算報告について / 社会保険クイズ
- P5 健康経営優良法人2027の申請準備はできていますか？
- P6 WEB動画の更新 / 補助事業のご案内



日本年金機構 からのお知らせ

和歌山東年金事務所 〒640-8541 和歌山市太田三丁目 3 番 9 号
和歌山西年金事務所 〒641-0035 和歌山市関戸二丁目 1 番43号
田辺年金事務所 〒646-8555 田辺市朝日ヶ丘24番 8 号

従業員50人以下の事業主の皆さまへ

2026年10月1日から

短時間労働者の社会保険料負担を支援する制度が始まります

※社会保険料とは、健康保険・厚生年金保険の保険料を指します。

保険料調整制度



どんな事業所が対象ですか？

以下の①または②の事業所が対象です。

① 2026 年 10 月 1 日以降対象となることができる事業所

2026 年 10 月 1 日以降、任意特定適用事業所（労使の合意により、任意で短時間労働者（パート・アルバイトの方）を社会保険の加入対象とした適用事業所）になると、保険料調整制度の対象となります。
任意特定適用事業所となるための手続きは次頁をご覧ください。

※2026 年 9 月 30 日以前に任意特定適用事業所となった事業所は、保険料調整制度の対象外です。

② 2027 年 10 月 1 日以降、順次対象となる事業所

原則として、今後、社会保険の適用拡大により短時間労働者が加入対象となる事業所が対象です。

対象時期	2027 年 10 月～	2029 年 10 月～	2032 年 10 月～	2035 年 10 月～
従業員数	36～50 人	21～35 人	11～20 人	10 人以下

※従業員数とは、厚生年金の被保険者数（フルタイムの従業員と週の労働時間がフルタイムの3/4以上の従業員を合計した数）を指します。

どんな従業員が対象ですか？

以下の3つの条件にすべて当てはまる短時間労働者が対象です。

① 週の所定労働時間が20時間以上
（フルタイムの3/4未満）

② 月収が13万円未満
（標準報酬月額が12.6万円以下）

③ 学生ではない

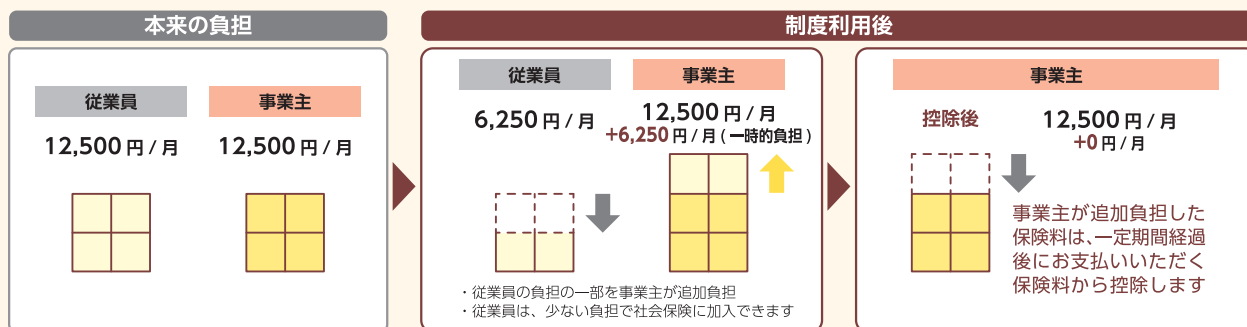
どのような制度ですか？

新たに社会保険の加入対象となる短時間労働者が就業調整せず働けるよう、制度の利用から通算3年間、対象となる従業員の社会保険料を軽減します。事業主には軽減分を一時的に負担いただきますが、一定期間経過後にお支払いいただく保険料からその分を全額控除するため、最終的に事業主が納付する保険料は増えません。
従業員が将来受け取る年金額にも影響はありません。



月収8.8万円の従業員に制度を利用した場合のイメージ

※このチラシにおける保険料額はあくまでもイメージであり、実際の額は異なります。



従業員の負担軽減の割合は月収に応じて異なります。また、制度利用3年目は割合が半減します。

月収（円） （標準報酬月額）	9.3 万未満 （8.8 万以下）	9.3 万～10.1 万未満 （9.8 万）	10.1 万～10.7 万未満 （10.4 万）	10.7 万～11.4 万未満 （11 万）	11.4 万～12.2 万未満 （11.8 万）	12.2 万～13 万未満 （12.6 万）
従業員：事業主（1・2年目）	25:75	30:70	36:64	41:59	45:55	48:52
従業員：事業主（3年目）	37.5:62.5	40:60	43:57	45.5:54.5	47.5:52.5	49:51

●お問い合わせ先

和歌山東年金事務所 … 073-474-1841 和歌山西年金事務所 … 073-447-1660 田辺年金事務所 … 0739-24-0432



日本年金機構 からのお知らせ

和歌山東年金事務所 〒640-8541 和歌山市太田三丁目3番9号
和歌山西年金事務所 〒641-0035 和歌山市関戸二丁目1番43号
田辺年金事務所 〒646-8555 田辺市朝日ヶ丘24番8号

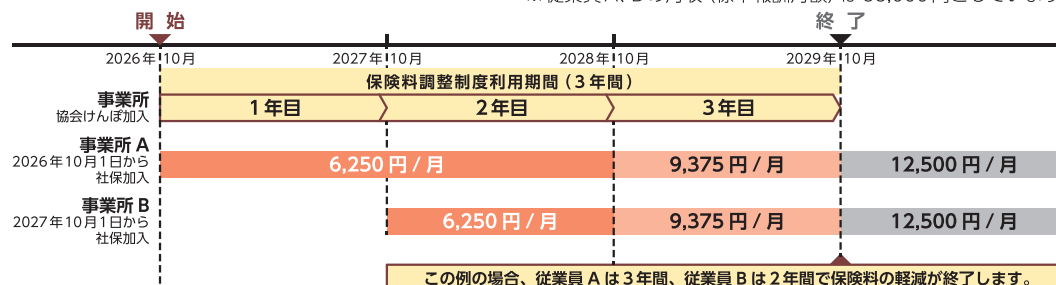


制度の対象となる従業員が負担する社会保険料のイメージ

事業所が制度の利用を開始してから3年が経過した時点で、従業員の保険料の軽減は終了します。

【2026年10月1日から制度を利用した事業所の例】

※従業員A、Bの月収（標準報酬月額）は88,000円としています。



どのような手続きが必要ですか？

事業所が保険料調整制度の対象となった日から2年以内に、開始申出をする必要があります。

提出物	保険料調整開始申出書
提出方法・提出先	事務センターへ郵送 または 管轄の年金事務所へ郵送 / 窓口持参（電子申請不可） ※健康保険組合に加入している場合の提出方法については、各組合にお問い合わせください。

▶「保険料調整開始申出書」の様式は、日本年金機構ウェブサイトからダウンロードできます。
<https://www.nenkin.go.jp/tokusetsu/hokenryochosei.html>



2026年10月1日から保険料調整制度が利用できる

任意特定適用事業所となるための手続きについて

短時間労働者が働く時間を増やして社会保険に加入すると、企業経営に以下のようなメリットがあります。

- 1 人材の確保・定着の可能性が高まります
- 2 従業員の働く意欲の向上に繋がります
- 3 就業調整が不要になり、安定してシフトを組みやすくなります

従業員には、社会保険に加入すると年金や医療保険が充実することを伝え、加入の希望を聞きましょう。

【任意特定適用事業所となるための手続き】

同意対象者の2分の1以上の同意をとった上で、必要書類をご提出ください。

※同意対象者とは、厚生年金保険の被保険者、70歳以上被用者および短時間労働者を指します。

提出物	①任意特定適用事業所申出書 ②同意対象者の2分の1以上の同意を示す書類 ③短時間労働者に該当する方の被保険者資格取得届
提出方法・提出先	事務センターへ郵送 または 管轄の年金事務所へ郵送 / 窓口持参（電子申請も可能）

▶手続きの詳細や届書様式に関するご案内
<https://www.nenkin.go.jp/tokusetsu/ninitokuteitekiyo.html>

▶電子申請に関するご案内
<https://www.nenkin.go.jp/denshibenri/index.html>



社会保険の適用拡大については 社会保険適用拡大特設サイトへ

社会保険 適用拡大

検索

または



<https://www.mhlw.go.jp/tekiyoukakudai/>

手続きのご不明点は ねんきん加入者ダイヤルへ

事業所、厚生年金加入者
0570-007-123

【受付時間】

平日 ▶ 8:30～19:00
第2土曜日 ▶ 9:30～16:00
※土曜日（第2土曜日を除く）、日曜日、
祝日、年末年始（12/29～1/3）除く

●お問い合わせ先

和歌山東年金事務所 … 073-474-1841 和歌山西年金事務所 … 073-447-1660 田辺年金事務所 … 0739-24-0432

一般財団法人 和歌山県社会保険協会 令和7年度の決算報告について

会員事業所の皆様には、日頃より和歌山県社会保険協会の事業運営にご理解とご協力を賜り御礼を申し上げます。
さて、当協会の理事会が令和8年5月12日、定時評議員会が6月2日に開催され令和7年度（令和7年4月1日から令和8年3月31日）の事業報告及び収支決算について、いずれも原案どおり承認されましたので、ご報告いたします。

● 経常増減の部

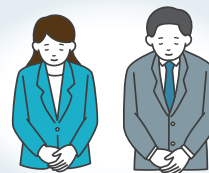
経常収益	受取会費	22,184,501 円
	受取利息	11,712 円
	経常収益計	22,196,213 円
経常費用	事業費	16,914,535 円
	管理費	4,103,422 円
	経常費用計	21,017,957 円
当期経常増減額		1,178,256 円

● 経常外増減の部

経常外収益	0 円
経常外費用	0 円
当期経常外増減額	0 円

● 一般正味財産期末（令和8年3月31日）残高

当期一般正味財産増減額	1,178,256 円
一般正味財産期首残高	31,491,863 円
一般正味財産期末残高	32,670,119 円



一般財団法人
和歌山県社会保険協会

詳細は当協会ホームページ「情報公開」の事業報告、貸借対照表、正味財産増減計算書（いずれも令和7年度）をご覧ください。

労働保険教室を開催しました！

会員事業所様の労働保険（労災保険・雇用保険）の事務担当者の方を対象としました「労働保険教室」を県内2会場で開催しました。 ※（ ）内は参加者

《田辺市》……………6月18日：県立情報交流センターBig・U（37名）

《和歌山市》…6月26日：県民交流プラザ和歌山ビッグ愛（54名）

両会場とも、講師の古谷 昭一 特定社会保険労務士より令和8年度の改正内容、労働保険の年度更新、各種助成金等について分かり易く解説していただきました。

講師の方並びに参加されました皆様ありがとうございました。



令和8年6月18日：Big・U（田辺市）

～ お詫びと訂正 ～

令和8年6月に送付しました『実務に役立つ 社会保険の事務手続（令和8年度版）』の1ページ右下段「●OTC類似薬を選択した場合の特別料金の創設」欄の1行目と5行目に **OCT** 類似薬と誤記載していました。正しくは **OTC** 類似薬です。お詫びして、訂正いたします。

厚生年金保険・標準報酬月額の上限引き上げについてクイズです！

令和7年の年金制度改正（令和7年6月20日に法律が公布）により、厚生年金保険において標準報酬月額の上限が段階的に引き上げられることが決まりました。

次の **[A]** **[B]** **[C]** にあてはまる数字（標準報酬月額）をお答えください。

現在、厚生年金保険の標準報酬月額の上限は65万円（32等級）ですが、令和9年9月からは **[A]** 万円（33等級）、令和10年9月からは **[B]** 万円（34等級）、令和11年9月からは **[C]** 万円（35等級）へ段階的に引き上げられます。

社会保険クイズ



ご応募は！

ハガキに①答え②氏名③〒と住所④事業所名⑤当協会へのご意見等をご記入の上、2026年9月30日（水）までに下記までご応募ください。

正解者の中から抽選で5名様に素敵な景品をお送りいたします。（景品の発送をもって発表に代えさせていただきます。）

なお、ご応募いただいた際の個人情報は、今回のクイズに係る業務に使用后、当協会が責任をもって廃棄いたします。

一般財団法人 和歌山県社会保険協会

〒640-8319 和歌山市手平2丁目1番2号 和歌山ビッグ愛5F ☎（073）426-1555 FAX（073）426-1565
・ホームページ <https://www.shahokyokai-wakayama.jp/>



協会けんぽ和歌山支部の加入者・事業主の皆様へ

健康経営優良法人2027の申請準備はできていますか？

「健康経営優良法人認定制度」とは経済産業省が、特に優良な健康経営を実施している法人を顕彰する制度です。

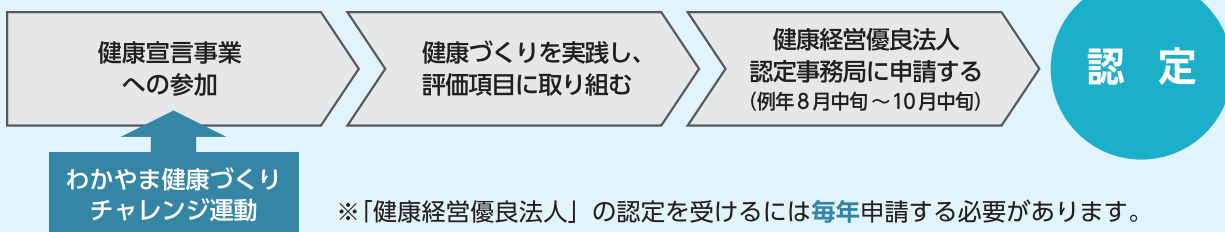
申請期間は、例年8月中旬から10月中旬です。

今から申請への準備・計画をしましょう。



設定までのステップ

(中小規模法人部門の場合)



認定を受けると…



認定ロゴマークの使用が可能になり、従業員の健康を大切にしていることを内外にアピールできます！

「健康経営優良法人」の周知に努めています!!

協会けんぽでは、「健康経営優良法人」と認定された事業所様の企業価値を向上させるため、各種広報で、「健康経営優良法人」の周知に努めています！

また、認定を受けた事業所様は、名刺や自社のホームページでロゴマークを積極的にご活用ください。

【「県民の友 令和8年8月号」に掲載予定の広報】

健康経営優良法人をご存じですか？

企業のホームページや名刺・チラシ等で見かけるこのロゴマークは健康経営優良法人、『従業員の健康を大切にしている企業』の証です。

※「健康経営優良法人」は、NPO法人健康経営研究会の登録商標です。※健康経営優良法人は国が認定しています。

健康経営優良法人認定制度の詳細や認定法人の一覧については「ACTION! 健康経営」をご確認ください。

協会けんぽ 全国健康保険協会 和歌山支部

〒640-8516 和歌山市六番丁5 和歌山六番丁801ビル3階
TEL: 073-421-3100(代表) 平日8:30～17:15

今後も、各種広報媒体で健康経営優良法人の認定の周知に努めてまいります。



2026年度版

WEB動画を更新しました!!

『ライフステージにおける
社会保険・労働保険』のWEB動画のお知らせ

配信中!!



全編 (約62分)

- 社会保険の手続き
- 働き方と社会保険
- ケガや病気
- 結婚・出産・育児・介護の手続き
- 退職後の手続き

WEB動画

《講師》… 特定社会保険労務士
柳田 恵一 氏

(一社)全国社会保険協会連合会が発行する書籍「ライフステージにおける社会保険・労働保険」の動画、2026年度版を当協会ホームページへ掲載しています。

この動画は、お手元に書籍がなくてもご視聴いただければ、社会保険・労働保険について理解していただけるようにポイントを絞って説明しています。

新任の社会保険事務担当者の基礎知識として、また新入社員の研修等にご活用ください。

視聴方法

当協会ホームページの『お知らせ欄』からご視聴ください。アクセスに必要なパスワードは、広報紙「ほっと便」2026年6月号に同封の案内チラシでお知らせしています。

なお、会員事業所様でパスワードがご不明な場合は、当協会までお問い合わせください。

補助事業のご案内《お申込み受付中》

当協会の福利厚生事業として、以下の補助事業を実施していますのでご利用ください。対象者は、令和8年度の協会費を納入された会員事業所の被保険者とそのご家族の皆様です。補助券のお申込み方法等の詳細は、当協会ホームページの「フルーツ狩り(ぶどう)」,または「熊野川舟下り、瀬峡めぐり」をご覧ください。

有田巨峰村ぶどう狩り補助券

当協会が発行する「フルーツ狩り利用補助券」を有田巨峰村内の希望される農園へ直接提出し、残りの入園料(普通コース)をお支払いください。

なお、当補助券は食べ放題コース及び園地で収穫されたぶどう料金の支払いには利用できません。

★場所等… 有田郡有田川町川口1054 ※駐車場あり ☎ 0737-32-4484 (有田巨峰村組合事務所)

★期 間… 令和8年8月の開園日～同年9月の閉園日まで

開園日等は各園で異なりますので、期間中は上記組合事務所へ電話の上ご確認ください。※8月23日(日) イベント開催予定

★入園料… 大人(中学生以上)/普通コース …… 1,000円

小人(小学生)/普通コース …………… 700円

※普通コースには試食用ぶどう350g付 ※期間中は無休、開園時間は朝8時頃～夕方5時頃まで

★発行数… 100枚(補助額1,000円 ※1グループ2名以上の入園に限る)



巨峰村公式HP

熊野川舟下り・瀬峡めぐり補助券

当協会が発行している「施設利用会員証(紙カード又はWEB版)」を受付へ提示することにより、以下の割引後料金で乗船できます。さらに、当補助券を受付へ提出することにより補助が受けられます。

★予 約… 新宮市熊野川町田長54-8 ☎ 0735-44-0987

熊野川川舟センター(道の駅「瀬峡街道熊野川」内)

①熊野川舟下り ②瀬峡めぐり、①②とも上記川舟センターへ電話の上、当協会の会員である旨伝えてご予約ください

★期 間… 令和8年3月1日～同年11月30日まで

★乗船場… ①… 熊野川川舟センター ②… 玉置口サテライト(新宮市熊野川町玉置口8-1)

★乗船料… ① 大人(中学生以上) 4,950円 → 割引後 4,500円 / 小人(4歳～小学生) 2,200円 → 割引後 2,000円

② 大人(中学生以上) 3,000円 → 割引後 2,700円 / 小人(4歳～小学生) 1,500円 → 割引後 1,350円

★発行数… 100枚(補助額1,000円 ※1グループ2名以上の乗船に限る)



(提供)公益社団法人和歌山県観光連盟



川舟センター公式HP

● 発行所 一般財団法人 和歌山県社会保険協会

〒640-8319 和歌山市手平2丁目1番2号 和歌山ビッグ愛5F ☎ (073)426-1555 FAX (073)426-1565

・ホームページ <https://www.shahokyokai-wakayama.jp/>

・この広報紙は上記ホームページでもご覧いただけます

